

伊 勢 市 公 報

第 300 号
平成 30 年 5 月 7 日
月 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市子ども・子育て支援事業計画策定業務受託者選定委員会規則	3
○ 伊勢市地域公共交通再編調査等業務受託者選定委員会規則	5
告 示	
○ 確認を行った特定教育・保育施設について	7
○ 伊勢市労働福祉会館の使用料の収納の事務の委託について	8
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	9
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	10
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	11
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	12
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	13
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	14
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	15
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	16
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	17
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	18
○ 平成 30 年 3 月末財政状況の公表について	19
○ 道路の区域変更について	25
○ 道路の供用開始について	26
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	27
選挙管理委員会告示	
○ 豊浜土地改良区総代選挙関係	
・ 当選した者の氏名及び住所について	28
○ 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙関係	
・ 選挙期日を定めることについて	31
・ 選挙長及び同職務代理者の選任について	32
・ 選挙長の行う告示の方法について	33
・ 投票用紙等に押すべき印を定めることについて	34
・ 投票管理者及び同職務代理者の選任について	36
・ 期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について	37
・ 開票事務と選挙会事務の合同について	38
・ 選挙運動費用収支報告書の公表方法について	39
・ 選挙会の日時及び場所を定めることについて	40
・ 選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額並びに選挙運動事務員等に対する報酬の最高額を定めることについて	41
・ 投票所の設置について	43
・ 期日前投票所の設置について	44
・ 不在者投票用紙等の交付場所を定めることについて	45
・ 投票記載所における氏名等の掲載順序のくじを行う日時及び場所を定めることについて	46
・ 選挙運動に関する支出金額の制限について	47
・ 投票用紙の様式について	48
○ 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙関係	

・ 当選した者の氏名及び住所について	50
岡本町財産区議会議員選挙選挙長告示	
○ 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙選挙長関係	
・ 候補者の届出について	52
・ 無投票の確定について	53
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の事業の廃止について	54
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の事業の廃止について	55
公 告	
○ 公示送達	56
○ 市街地再開発事業の規準及び事業計画の縦覧について	57
教育委員会公告	
○ 第 3 次伊勢市子ども読書活動推進計画の公表について	59
上下水道事業公告	
○ 公共下水道事業受益者負担金の平成 30 年度賦課対象区域について	60

伊勢市子ども・子育て支援事業計画策定業務受託者選定委員会規則をこ

こに公布する。

平成 30 年 4 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第23号

伊勢市子ども・子育て支援事業計画策定業務受託者選定委員会規則
(設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、伊勢市子ども・子育て支援事業計画策定業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市子ども・子育て支援事業計画策定業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、健康福祉部こども課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市地域公共交通再編調査等業務受託者選定委員会規則をここに公
布する。

平成 30 年 4 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第24号

伊勢市地域公共交通再編調査等業務受託者選定委員会規則

(設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、伊勢市地域公共交通再編調査等業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市地域公共交通再編調査等業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、都市整備部交通政策課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 42 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項に規定する施設型給付費の支給に係る特定教育・保育施設として確認したので、同法第 41 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成 30 年 4 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 確認の年月日

平成 30 年 4 月 1 日

2 確認を行った特定教育・保育施設

	設置者の名称	施設の名称	施設の所在地	施設の種類
1	学校法人 伊勢 学園	双康幼稚園	伊勢市黒瀬町 562 番地 13	幼稚園
2	学校法人 有緝 学園	有緝こども園	伊勢市船江 2 丁 目 2 番 29 号	認定こども園

伊勢市告示第 43 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市労働福祉会館の使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 30 年 4 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

伊勢市西豊浜町 141 番地 1

公益社団法人 伊勢市シルバー人材センター

理事長 小川 一巳

2 委託期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 44 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、土路区町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 30 年 4 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 山 中 勝 弘

伊勢市東豊浜町 3825 番地

変更後 木 田 純 三

伊勢市東豊浜町 1023 番地

伊勢市告示第 45 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、東豊浜町西条自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 30 年 4 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	中 村 義 広
	伊勢市東豊浜町 1380 番地
変更後	南 端 良 章
	伊勢市東豊浜町 172 番地

伊勢市告示第 46 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上長屋区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定によ
り告示します。

平成 30 年 4 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 前 村 正 郎

伊勢市御菌町長屋 1350 番地

変更後 前 村 孝 幸

伊勢市御菌町長屋 1385 番地

伊勢市告示第 47 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
神菌町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

平成 30 年 4 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 浦 田 政 信

伊勢市神菌町 438 番地

変更後 内 山 勲

伊勢市神菌町 1138 番地

伊勢市告示第 48 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
小木町から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により
告示します。

平成 30 年 4 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	西 田 稔
	伊勢市小木町 171 番地
変更後	下 倉 明
	伊勢市小木町 445 番地 6

伊勢市告示第 49 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、高向区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 30 年 4 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 内 田 悟

伊勢市御薊町高向 2496 番地

変更後 吉 崎 孝

伊勢市御薊町高向 2533 番地 1

伊勢市告示第 50 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
下野町自治区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

平成 30 年 4 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 小 西 正 史

伊勢市下野町 685 番地

変更後 古 川 久 晴

伊勢市下野町 690 番地 2

伊勢市告示第 51 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、植山町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 30 年 4 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	田 畑 明 彦
	伊勢市植山町 56 番地
変更後	石 原 信 生
	伊勢市植山町 45 番地

伊勢市告示第 52 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、藤ヒルズ自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 30 年 4 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	森 北 一 典
	伊勢市藤里町 189 番地 20
変更後	平 子 佳 宏
	伊勢市藤里町 189 番地 47

伊勢市告示第 53 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
城田団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

平成 30 年 4 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 河 俣 喜 久

伊勢市上地町 395 番地 5

変更後 西 岡 良 明

伊勢市上地町 450 番地 43

伊勢市財政状況公表条例（平成17年伊勢市条例第48号）の規定により、平成30年3月末における本市の財政状況を、次のとおり公表します。
平成30年4月25日

伊勢市長 鈴木 健一

伊 勢 市 の 財 政

1 3月末における人口、世帯数、面積の状況

人 口	127,064 人	(平成29年度現計予算1人当たり	427,119 円)
世 帯 数	54,913 世帯	(平成29年度現計予算1世帯当たり	988,318 円)
面 積	208.35 k m ²		

2 平成29年度一般会計予算の状況

(単位 千円)

歳 入					歳 出				
項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)／(A) %	項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	支出済額 (B)	(B)／(A) %
市 税	16,590,000	30.6	16,272,065	98.1	議 会 費	342,411	0.6	336,784	98.4
地 方 譲 与 税	324,001	0.6	333,892	103.1	総 務 費	5,906,823	10.9	4,825,487	81.7
利 子 割 交 付 金	32,000	0.1	39,437	123.2	民 生 費	19,192,588	35.4	17,665,625	92.0
配 当 割 交 付 金	70,000	0.1	98,598	140.9	衛 生 費	6,741,856	12.4	5,765,425	85.5
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	55,000	0.1	97,674	177.6	労 働 費	57,876	0.1	48,689	84.1
地 方 消 費 税 交 付 金	2,000,000	3.7	2,225,413	111.3	農 林 水 産 業 費	1,140,563	2.1	653,968	57.3
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	15,000	0.0	16,423	109.5	商 工 費	425,058	0.8	352,551	82.9
自 動 車 取 得 税 交 付 金	110,000	0.2	121,293	110.3	観 光 費	646,556	1.2	506,457	78.3
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	82,334	0.2	82,334	100.0	土 木 費	5,185,404	9.5	3,999,145	77.1
地 方 特 例 交 付 金	73,897	0.1	73,897	100.0	消 防 費	2,967,125	5.5	2,071,018	69.8
地 方 交 付 税	10,380,452	19.1	10,722,941	103.3	教 育 費	5,528,326	10.2	4,291,158	77.6
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	15,718	0.0	15,630	99.4	災 害 復 旧 費	606,964	1.1	82,727	13.6
分 担 金 及 び 負 担 金	872,843	1.6	825,672	94.6	公 債 費	5,492,195	10.1	4,444,423	80.9
使 用 料 及 び 手 数 料	357,157	0.7	344,361	96.4	諸 支 出 金	2	0.0	0	0.0
国 庫 支 出 金	6,752,206	12.4	6,269,409	92.8	予 備 費	37,755	0.1	0	0.0
県 支 出 金	3,454,174	6.4	2,879,436	83.4					
財 産 収 入	238,972	0.4	238,015	99.6					
寄 附 金	71,592	0.1	74,443	104.0					
繰 入 金	1,723,973	3.2	24,456	1.4					
繰 越 金	600,066	1.1	600,066	100.0					
諸 収 入	2,196,617	4.1	2,084,711	94.9					
市 債	8,255,500	15.2	353,500	4.3					
合 計	54,271,502	100.0	43,793,666	80.7	合 計	54,271,502	100.0	45,043,457	83.0

※歳入の国庫支出金及び県支出金については、繰越明許費繰越財源を、繰越金及び市債については、繰越明許費繰越財源及び継続費通次繰越財源を含みます。また、歳出の総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、観光費及び土木費については、繰越明許費繰越額を、教育費については、繰越明許費繰越額及び継続費通次繰越額を含みます。

○ 市税の状況

(単位 千円)

項目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)／(A) %	備考
市民税	7,288,000	43.9	6,970,046	95.6	
固定資産税	6,783,796	40.9	6,814,778	100.5	
軽自動車税	352,000	2.1	356,021	101.1	
市たばこ税	747,204	4.5	695,568	93.1	
入湯税	23,000	0.2	28,165	122.5	
都市計画税	1,396,000	8.4	1,407,487	100.8	
合計	16,590,000	100.0	16,272,065	98.1	

○ 歳出性質別内訳

(単位 千円)

項目	予算現額	構成割合 %	備考
消費的経費	30,820,900	56.8	
人件費	8,058,874	14.9	※
物件費	7,878,084	14.5	※
維持補修費	364,693	0.7	
扶助費	10,976,955	20.2	※
補助費等	3,542,294	6.5	※
投資的経費	7,122,656	13.1	
普通建設事業	6,517,799	12.0	※
災害復旧事業	604,857	1.1	
失業対策事業	0	0.0	
その他の経費	16,327,946	30.1	
貸付金	33,153	0.1	
公債費	5,492,195	10.1	
投資及び 出資金	2,337,500	4.3	※
積立金	931,004	1.7	
繰出金	7,494,823	13.8	
予備費	39,271	0.1	
合計	54,271,502	100.0	

※繰越明許費繰越額及び継続費通次繰越額を含みます。

3 平成29年度特別会計予算執行状況

(単位 千円)

会 計 別	予 算 現 額	収 入 済 額	支 出 済 額	備 考
国民健康保険特別会計	15,217,269	13,621,469	13,811,957	
後期高齢者医療特別会計	3,060,905	3,061,857	2,386,747	
介護保険特別会計	13,308,768	12,852,651	12,026,234	
住宅新築資金等貸付事業 特 別 会 計	9,391	9,469	6,392	
観光交通対策特別会計	614,696	617,937	530,408	
土地取得特別会計	156,738	36,633	36,049	
合 計	32,367,767	30,200,016	28,797,787	

4 市債の状況

(単位 千円)

目 的 別		借 入 先 別		
一 般 会 計 債	48,809,680	政府資金	財 務 省	20,146,981
総 務 債	552,410		(旧) 日 本 郵 政 公 社	1,689,016
民 生 債	605,712	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構		9,535,134
衛 生 債	1,637,440	三 重 県		38,929
労 働 債	20,287	共 済 組 合 等		2,621,664
農 林 水 産 業 債	2,753,688	銀 行 等		14,785,979
商 工 債	67,102			
観 光 債	37,027			
土 木 債	8,646,144			
公 営 住 宅 債	436,855			
消 防 債	3,949,641			
教 育 債	7,352,436			
災 害 復 旧 債	28,929			
減 税 補 て ん 債	629,122			
臨 時 財 政 対 策 債	22,092,887			
特 別 会 計 債	8,023			
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 債	8,023			
合 計	48,817,703	合 計		48,817,703

5 一時借入金の状況

区 分	借入金残金	借入先	備考
—	—	—	

6 市有財産の状況

区 分		現 在 高	備 考
土 地		3,999,809.10 m ²	
建 物		393,352.12 m ²	
動 産		23 個	
物 権		2,208.55 m ²	
基 金		27,830,603 千円	
有 価 証 券 ・ 出 資 金 等		1,159,494 千円	
物品取得価格50万円 以上のもの	車 両	305 台	
	そ の 他	627 点	
無 体 財 産 権		6 件	

参考 平成30年度当初予算

○ 一般会計

(単位 千円)

○ 歳出性質別内訳

(単位 千円)

歳 入			歳 出			項 目	予算現額	構成割合 %	備 考
項 目	予 算 額	構成割合 %	項 目	予 算 額	構成割合 %				
市 税	16,150,000	29.4	議 会 費	340,620	0.6	消 費 的 経 費	31,316,071	57.0	
地 方 譲 与 税	330,001	0.6	総 務 費	5,754,477	10.5	人 件 費	8,321,094	15.1	
利 子 割 交 付 金	30,000	0.1	民 生 費	18,751,354	34.1	物 件 費	8,444,942	15.4	
配 当 割 交 付 金	55,000	0.1	衛 生 費	6,867,062	12.4	維 持 補 修 費	345,051	0.6	
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	55,000	0.1	労 働 費	61,852	0.1	扶 助 費	10,488,814	19.1	
地 方 消 費 税 交 付 金	2,060,000	3.8	農 林 水 産 業 費	904,643	1.6	補 助 費 等	3,716,170	6.8	
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	14,000	0.0	商 工 費	377,098	0.7	投 資 的 経 費	8,317,282	15.1	
自 動 車 取 得 税 交 付 金	135,000	0.3	観 光 費	771,312	1.4	普 通 建 設 事 業	8,317,246	15.1	
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	80,000	0.1	土 木 費	5,581,628	10.2	災 害 復 旧 事 業	36	0.0	
地 方 特 例 交 付 金	75,000	0.1	消 防 費	2,353,693	4.3	失 業 対 策 事 業	0	0.0	
地 方 交 付 税	9,750,000	17.7	教 育 費	7,521,648	13.7	そ の 他 の 経 費	15,340,189	27.9	
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	17,000	0.0	災 害 復 旧 費	36	0.0	貸 付 金	3,097	0.0	
分 担 金 及 び 負 担 金	929,211	1.7	公 債 費	5,638,117	10.3	公 債 費	5,638,117	10.3	
使 用 料 及 び 手 数 料	359,123	0.7	諸 支 出 金	2	0.0	投 資 及 び 出 資 金	1,864,200	3.4	
国 庫 支 出 金	6,717,184	12.2	予 備 費	50,000	0.1	積 立 金	63,680	0.1	
県 支 出 金	3,127,935	5.7				繰 出 金	7,721,095	14.0	
財 産 収 入	78,739	0.1				予 備 費	50,000	0.1	
寄 附 金	70,002	0.1				合 計	54,973,542	100.0	
繰 入 金	5,497,001	10.0							
繰 越 金	50,000	0.1							
諸 収 入	582,256	1.1							
市 債	8,811,000	16.0							
合 計	54,973,452	100.0	合 計	54,973,542	100.0				

○ 市税

(単位 千円)

項目	予算額	構成割合 %	備考
市民税	7,152,000	44.3	
固定資産税	6,535,413	40.5	
軽自動車税	356,000	2.2	
市たばこ税	740,587	4.6	
入湯税	23,000	0.1	
都市計画税	1,343,000	8.3	
合計	16,150,000	100.0	

○ 特別会計

(単位 千円)

会計別	予算額	備考
国民健康保険特別会計	13,010,136	
後期高齢者医療特別会計	3,020,118	
介護保険特別会計	13,489,968	
住宅新築資金等貸付事業特別会計	5,495	
観光交通対策特別会計	706,459	
土地取得特別会計	1,316,082	
合計	31,548,258	

伊勢市告示第 55 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 30 年 4 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	小俣本町 35 号線	小俣町本町 841 番 1 地先から 小俣町本町 838 番 1 地先まで	旧	4.2～7.3	73.6
			新	6.0～11.3	73.6

伊勢市告示第 56 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 30 年 4 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
小俣本町 35 号線	小俣町本町 841 番 1 地先から 小俣町本町 838 番 1 地先まで	平成 30 年 4 月 27 日

伊勢市告示第 57 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、サンパークタウン自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 30 年 4 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 渡 邊 元太郎

伊勢市上野町 355 番地 42

変更後 河 北 文 子

伊勢市上野町 355 番地 194

伊勢市選挙管理委員会告示第 25 号

平成 30 年 4 月 18 日執行の豊浜土地改良区総代選挙において、土地改良法施行令第 21 条第 1 項の規定による当選人の報告を受け、同令第 22 条第 2 項の規定により当選証書を付与したので、同令第 21 条第 2 項の規定並びに同令第 22 条第 2 項の規定により、下記のとおりその者の住所及び氏名を告示します。

平成 30 年 4 月 19 日 提出

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

記

1 豊浜土地改良区総代選挙当選者

別紙「当選者一覧表」のとおり

豊浜土地改良区総代選挙当選人一覧表

第1選挙区（定数35人 当選35人）

住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	大西 常夫	省略	佐々木 貞夫
省略	奥野 喜久	省略	野呂 勝治
省略	梶野 芳和	省略	奥山 春和
省略	藤原 陽	省略	山本 賢次
省略	日置 多門	省略	安井 正登
省略	中西 重喜	省略	楠 治一
省略	中西 和也	省略	角谷 尚則
省略	奥野 里路	省略	大倉 三夫
省略	中西 一俊	省略	宮本 功一
省略	奥野 祐則	省略	濱口 誠
省略	藤原 長哉	省略	三宅 清嗣
省略	中西 源宣		
省略	廣垣 長八		
省略	大仲 悟		
省略	森井 義則		
省略	森田 直樹		
省略	大仲 逸人		
省略	大仲 文則		
省略	大仲 弘紀		
省略	廣垣 幸徳		
省略	中西 稔		
省略	野呂 晶実		
省略	佐々木 茂人		
省略	佐々木 源武		

伊勢市選挙管理委員会告示第 26 号

平成 30 年 5 月 1 日に任期満了の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙を、下記のとおり執行します。

平成 30 年 4 月 20 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

記

- 1 選挙期日 平成 30 年 4 月 25 日 (水)
- 2 選挙すべき議員数 6 人

伊勢市選挙管理委員会告示第 27 号

平成 30 年 4 月 25 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における選挙長及び同職務代理者を、下記のとおり選任しました。

平成 30 年 4 月 20 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

記

選 挙 長		選挙長の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	清水 正弘	省略	清水 美津子

伊勢市選挙管理委員会告示 28 号

平成 30 年 4 月 25 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における選挙長の
行う告示は、伊勢市公告式条例によります。

平成 30 年 4 月 20 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

伊勢市選挙管理委員会告示 29 号

平成 30 年 4 月 25 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙に用いる投票用紙及び不在者投票用封筒等に押すべき印を、別紙のとおり定めます。

平成 30 年 4 月 20 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

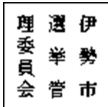
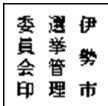
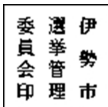
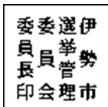
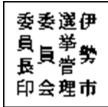
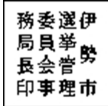
○伊勢市選挙管理委員会規程

平成17年11月1日

選挙管理委員会訓令第1号

第1条から第24条まで 略

第25条(公印) 公印の名称、書体、規格、使用区分等は、次のとおりとする。

公印の名称	書体	規格		使用区分	材質	個数
		寸法	刻子			
委員会印	れい書	方30mm		委員会名をもつてする一般文書用	木	1
委員会印	れい書	方21mm		委員会名をもつてする特殊な文書用	水牛	3
同(縮少印)	れい書	方13mm		永久選挙人名簿原本(カード)用	銅	1
委員長印	れい書	方24mm		委員長名をもつてする一般文書用	木	1
同	てん書	方24mm		選挙人名簿原本及び抄本用	木	1
事務局長印	れい書	方21mm		事務局長名をもつてする一般文書用	木	1

伊勢市選挙管理委員会告示第 30 号

平成 30 年 4 月 25 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における投票管理者
及び同職務代理者を、下記のとおり選任しました。

平成 30 年 4 月 20 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

記

投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
住所	氏名	住所	氏名
省略	阪本 憲久	省略	阪本 涼子

伊勢市選挙管理委員会告示第 31 号

平成 30 年 4 月 25 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員の選挙における期日前投票所の投票管理者及びこれを代理すべき者を、下記のとおり選任します。

平成 30 年 4 月 20 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

記

1 投票管理者

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	阪本 憲久	平成 30 年 4 月 21 日
省略	阪本 憲久	平成 30 年 4 月 22 日
省略	阪本 憲久	平成 30 年 4 月 23 日
省略	阪本 憲久	平成 30 年 4 月 24 日

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	阪本 涼子	平成 30 年 4 月 21 日
省略	阪本 涼子	平成 30 年 4 月 22 日
省略	阪本 涼子	平成 30 年 4 月 23 日
省略	阪本 涼子	平成 30 年 4 月 24 日

伊勢市選挙管理委員会告示第 32 号

平成 30 年 4 月 25 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における開票事務は、
公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 79 条の規定により選挙会場において、選挙
会の事務にあわせて行います。

平成 30 年 4 月 20 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

伊勢市選挙管理委員会告示第 33 号

平成 30 年 4 月 25 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨の公表は、伊勢市役所前掲示場に掲示して行います。

平成 30 年 4 月 20 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

伊勢市選挙管理委員会告示第 34 号

平成 30 年 4 月 25 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における選挙会の日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成 30 年 4 月 20 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

記

- | | | | |
|----------|-----|-----------------------------|---------|
| 1 有投票の場合 | 日 時 | 平成 30 年 4 月 25 日 (水) | 午後 5 時 |
| | 場 所 | 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号
岡本会館 | |
| 2 無投票の場合 | 日 時 | 平成 30 年 4 月 25 日 (水) | 午前 10 時 |
| | 場 所 | 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号
岡本会館 | |

伊勢市選挙管理委員会告示第 35 号

平成 30 年 4 月 25 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額及び報酬の最高額並びに選挙運動事務員等に対する報酬の最高額を、別紙のとおり定めます。

平成 30 年 4 月 20 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

選挙運動従事者及び労務者に対する
実費弁償の最高額及び報酬の最高額

1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額

(1) 鉄道賃	鉄道について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
(2) 船賃	水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
(3) 車賃	陸路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
(4) 宿泊料 食事料2食分を含む。	1夜につき 12,000円
(5) 弁当料	1食につき 1,000円 1日につき 3,000円
(6) 茶菓料	1日につき 500円

2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額

(1) 基本日額	10,000円
(2) 超過勤務手当	1日につき基本日額の5割

3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償

(1) 鉄道賃、船賃及び車賃	1 (1)、(2)、(3) に掲げる額
(2) 宿泊料 食事料を含まない。	1夜につき 10,000円

4 選挙運動のために使用する事務員に対し支給することができる報酬の額

(1) 基本日額	10,000円
(2) 超過勤務手当	支給できない

5 専ら第141条の規定により選挙運動のために使用される自動車または船舶の上における選挙運動のために使用される自動車または船舶の上における選挙運動のために使用する1人及び手話通訳者1人に対し支給することができる報酬の額

(1) 基本日額	15,000円
(2) 超過勤務	支給できない

伊勢市選挙管理委員会告示第 36 号

平成 30 年 4 月 25 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における投票所を、
下記のとおり設置します。

平成 30 年 4 月 20 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

記

投票所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号
岡本会館

伊勢市選挙管理委員会告示第 37 号

平成 30 年 4 月 25 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員の選挙における期日前投票所を、下記のとおり設置します。

平成 30 年 4 月 20 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 投票所 | 期日前投票所 |
| 2 場所 | 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号 岡本会館 |
| 3 執務を行うべき日 | 平成 30 年 4 月 21 日 (土) ~
平成 30 年 4 月 24 日 (火) 4 日間 |
| 4 執務を行うべき時間 | 午前 8 時 30 分 ~ 午後 8 時 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 38 号

平成 30 年 4 月 25 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における不在者投票
用紙等の交付場所を、下記のとおり定めます。

平成 30 年 4 月 20 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

記

交付場所 伊勢市御薊町長屋 1221 番地
伊勢市役所御薊総合支所 2 階
伊勢市選挙管理委員会室

伊勢市選挙管理委員会告示第 39 号

平成 30 年 4 月 25 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における投票記載所の候補者氏名等掲載順序のくじを行う日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成 30 年 4 月 20 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

記

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 日 時 | 平成 30 年 4 月 20 日 (金) 午後 5 時 30 分 |
| 2 | 場 所 | 伊勢市御薊町長屋 1221 番地
伊勢市役所御薊総合支所 2 階
伊勢市選挙管理委員会室 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 40 号

平成 26 年 4 月 23 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 194 条第 1 項第 3 号の規定により候補者 1 人につき、下記のとおり定めます。

平成 30 年 4 月 20 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

記

1,213,500 円

伊勢市選挙管理委員会告示第 41 号

伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における投票用紙の様式を、別紙のとおり定めます。

平成 30 年 4 月 20 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

平成三十年
執行

伊勢市岡本町財産区議会議員選挙

○ 注意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

伊勢市
選挙管理
委員会印

候補者氏名

--

伊勢市選挙管理委員会告示第 42 号

平成 30 年 4 月 25 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における当選人について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 101 条の 3 第 1 項の規定により報告があったので、同条第 2 項の規定により下記のとおりその者の住所及び氏名を告示します。

平成 30 年 4 月 26 日 提出

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

記

1 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙当選人

別紙当選人一覧表のとおり

伊勢市岡本町財産区議会議員選挙当選人一覧表

(定数6人、当選6人)

住 所	氏 名
省略	岩崎 好訓
省略	傍田 俊吉
省略	橋爪 健
省略	濱荻 隆平
省略	林 克也
省略	山添 久憲

伊勢市岡本町財産区議会議員選挙選挙長告示第1号

平成30年4月25日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における候補者として、下記のとおり届出があったので、公職選挙法第86条の4第11項の規定により告示します。

平成30年4月20日

伊勢市岡本町財産区議会議員選挙
選挙長 清水 正弘

記

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	性別	本 籍	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業	ウェブサイト等のアドレス
1	平成30年4月20日	本人 届出	いわさき よしのり 岩崎 好訓	男	省略	省略	昭和43年6月20日	49	無所属	会社員	
2	平成30年4月20日	本人 届出	そはた しゅんきち 傍田 俊吉	男	省略	省略	昭和23年6月20日	69	無所属	燃料小売	
3	平成30年4月20日	本人 届出	はしづめ たけし 橋爪 健	男	省略	省略	昭和18年12月17日	75	無所属	無職	
4	平成30年4月20日	本人 届出	はまおき りゅうへい 濱荻 隆平	男	省略	省略	昭和24年6月16日	68	無所属	無職	
5	平成30年4月20日	本人 届出	はやし かつや 林 克也	男	省略	省略	昭和16年12月8日	76	無所属	無職	
6	平成30年4月20日	本人 届出	やまざえ ひさのり 山添 久憲	男	省略	省略	昭和21年12月23日	71	無所属	農業	

伊勢市岡本町財産区議会議員選挙選挙長告示第2号

平成30年4月25日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙につき届出のあった議員候補者の数がその選挙における選挙すべき議員の定数をこえないため、投票は行いません。

平成30年4月20日

伊勢市岡本町財産区議会議員選挙
選挙長 清水 正弘

伊勢市上下水道事業告示第 11 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 17 号)第 7 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工事業の廃止の届出があったので、次のとおり告示します。

平成 30 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	廃止年月日
15	リビング南勢 有 限会社	伊勢市御菌町王中島 976 番地	平成 30 年 4 月 6 日

伊勢市上下水道事業告示第 12 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 17 号)第 7 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工事業の廃止の届出があったので、次のとおり告示します。

平成 30 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	廃止年月日
156	阿曾電機商会	度会郡南伊勢町阿曾浦 96 番地	平成 30 年 4 月 5 日

伊勢市公告第 41 号

公 示 送 達

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び配当金等充当通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 30 年 4 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 42 号

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 50 条の 6 において準用する同法第 16 条第 1 項の規定により、伊勢市駅前 B 地区第一種市街地再開発事業の規準及び事業計画を次のとおり公衆の縦覧に供します。

なお、当該市街地再開発事業に関係のある土地又はその土地に定着する物件について権利を有する者は、縦覧に供された規準及び事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、三重県知事に意見書を提出することができます。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではありません。

平成 30 年 4 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 第一種市街地再開発事業の認可を受けようする者の名称
伊勢まちなか開発株式会社
- 2 縦覧開始日
平成 30 年 4 月 27 日
- 3 縦覧場所
伊勢市神田久志本町 1436 番地 1
伊勢市都市整備部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成 30 年 4 月 27 日から平成 30 年 5 月 16 日まで
(日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。)

5 縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

6 意見書の提出期間

平成 30 年 4 月 27 日から平成 30 年 5 月 30 日まで

7 意見書の提出先

津市広明町 13 番地（本庁 4 階）

三重県県土整備部住宅政策課

伊勢市教育委員会公告第3号

第3次伊勢市子ども読書活動推進計画を策定しましたので、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第3項の規定により、次のとおり当該計画を公表します。

平成30年4月27日

伊勢市教育委員会
教育長 北村 陽

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市教育委員会事務局社会教育課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市上下水道事業公告第 1 号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 177 号) 附則第 3 項の規定によりなおその例によることとされる合併前の二見町公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 3 年二見町条例第 20 号) 第 5 条、合併前の小俣町下水道事業受益者負担に関する条例(平成 9 年小俣町条例第 17 号) 第 5 条及び合併前の御菌村公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 17 年御菌村条例第 12 号) 第 5 条の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の平成 30 年度賦課対象区域を定めたので公告します。

平成 30 年 4 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成 30 年度賦課対象区域

二見町江、二見町三津、二見町山田原、二見町荘、二見町西の各一部
小俣町宮前、小俣町相合、小俣町明野、小俣町元町、小俣町湯田、小俣町新村、小俣町本町の各一部
御菌町高向、御菌町長屋、御菌町王中島、御菌町新開の各一部

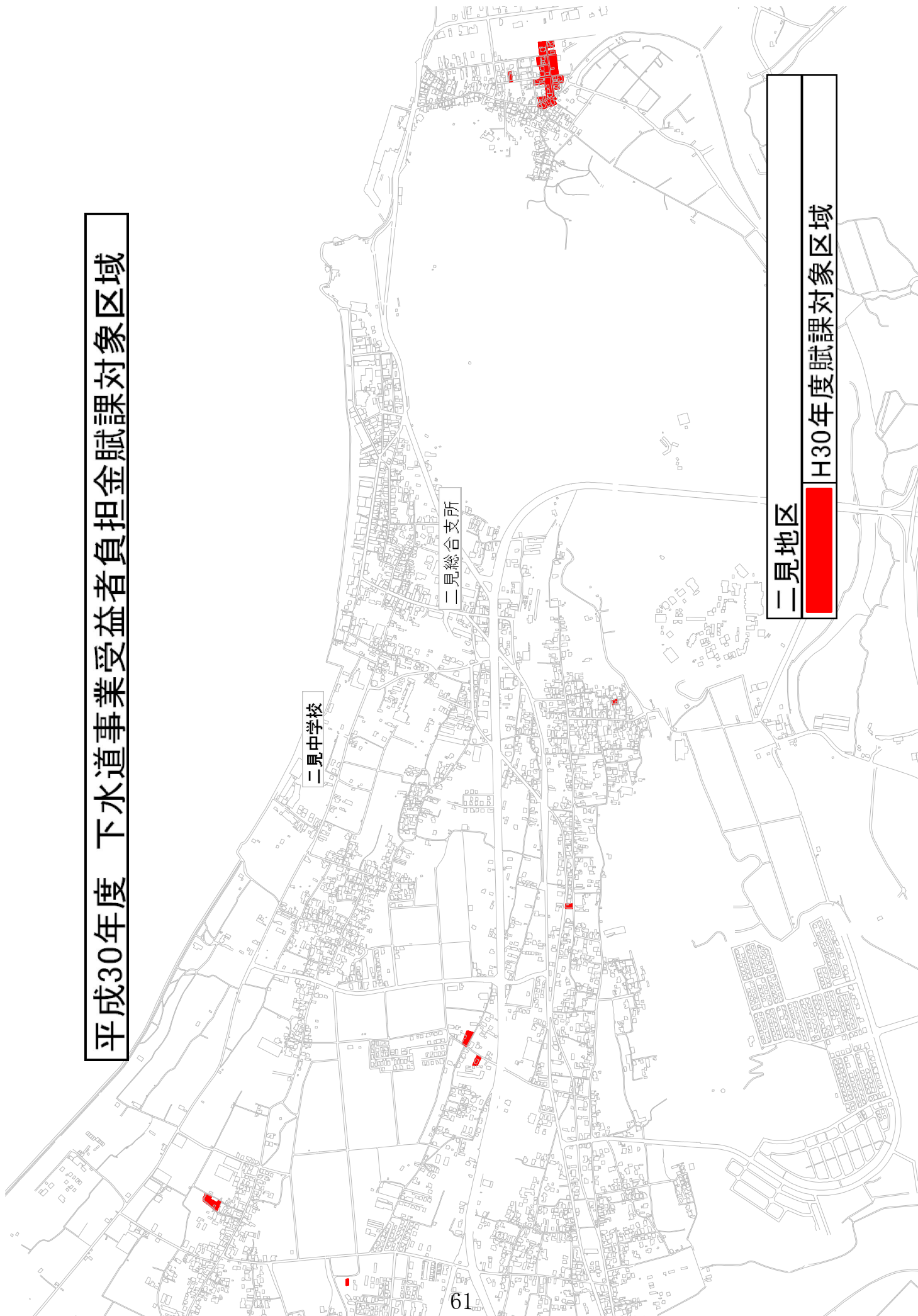
平成30年度 下水道事業受益者負担金賦課対象区域

二見中学校

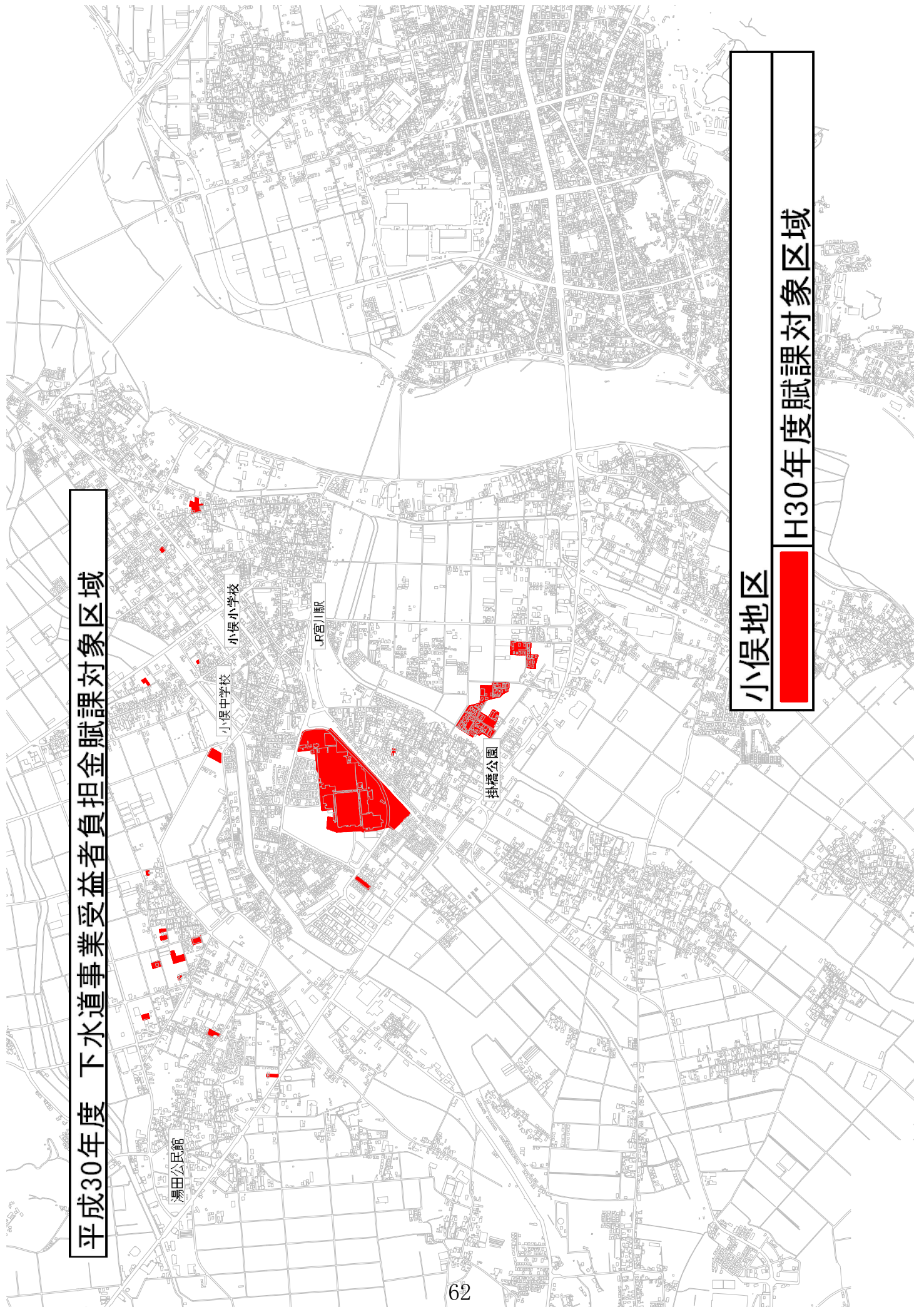
二見総合支所

二見地区

H30年度賦課対象区域



平成30年度 下水道事業受益者負担金賦課対象区域



小俣地区



H30年度賦課対象区域

平成30年度 下水道事業受益者負担金賦課対象区域

陸上自衛隊明野駐屯地

県立明野高校

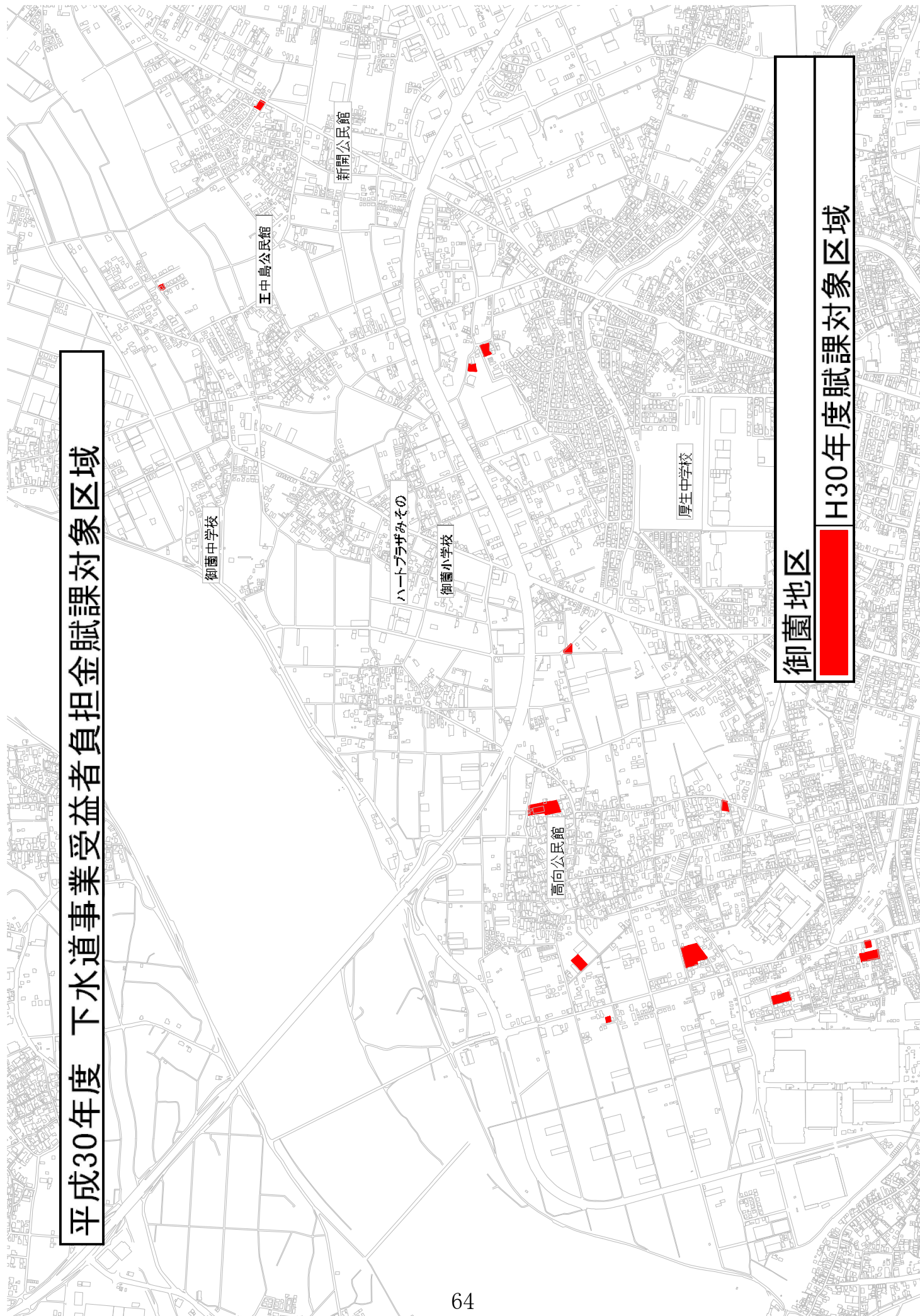
近鉄明野駅

明野公民館

小俣地区

H30年度賦課対象区域

平成30年度 下水道事業受益者負担金賦課対象区域



御菌地区

H30年度賦課対象区域